

令和元年度事業計画

平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで

一般社団法人 日本鞆協会

方針

本会は、かばん業界の総合団体として、更に組織を強化し、業界の健全な発展と組織を通じて持ち前の創造性と機動力を発揮しつつ、新たな時代を切り拓く会員のための新しいタイプの組織の運営と活性化の実現を図る。

1. 家庭用品品質表示に関する事業

家庭用品品質表示法に基づく皮革製かばんの品質表示のPRと消費者にレザーマークの信頼性を高めるPR事業を行う。

- (1) ポスター等の作成
- (2) 市場調査（行政指導）の実施

2. かばん技術コンクール2019に関する事業

かばん作りは優れた技能により生産された生活文化の中で、生まれ受け継がれている。今、原点に戻り歴史と伝統を継承する優秀な技術者を育成し、技術のレベルアップと、企画、デザイン開発を促進し、創作意欲の向上に努め、日本のかばんの優秀性を社会にアピールするとともに、新分野における販路の開拓と拡張に資する。

3. かばん産業界の活性化に関する事業

- (1) 「日本製かばん」信頼のマークの表示を行う。
 - ① 日本製かばんの技術の優秀性・価値観・信頼感を国内はもとより世界にアピールする。
 - ② 日本製かばんの存在と責任の所在を明確にする。
 - ③ 日本製かばんの「信頼のマーク」への認知度を高め、日本製かばんの優位性（優れた品質・高い技術・素材の良さ・安心感・信頼性）を広く一般に認知させるPRを行う。
- (2) かばんの販売促進PRを行う。
 - ④ かばんの日（8月9日）をPRする信頼のマークPRイベント
7月20日（土） クイーンズスクエア横浜
 - ⑤ いい夫婦の日 / 11月22日
- (3) 人材育成と人材確保に関する事業
 - ① 講師の派遣とその人材の確保を行う。

4. 傷害保険に関する事業

- (1) 消費者のお買い上げ商品に対し、通勤や通学その他の不慮の交通事故に遭遇した場合の保険金（1件20万円または30万円）を死亡または後遺障害に支払う傷害保険業務の実施
- (2) 会員が生産する製品には、交通事故傷害保険加入はがきの啓蒙と普及促進をはかる。

5. 海外市場及び日本製商品の普及宣伝に関する事業

(1) 内外で開催される国際見本市の調査並びに情報の収集

6. PL法の対応と団体保険制度に関する事業

製造物責任法に基づくPL法対策の一環として、保険の団体契約を締結し、かばん業界独自のPL保険制度への加入と普及促進に努め、商品の安全性等、会員の企業経営の安定のための事業を行う。

- (1) 未然防止対策 (2) PL相談 (3) 紛争の処理
(4) 事故事例の発表 (5) 勉強会等

7. 教育および情報の提供に関する事業

- (1) 企画、デザイン開発、販売マーケティング力の強化、技術者育成のためのセミナーを開催する。
(2) 国、地方公共団体発行の図書の配布を行う。
(3) かばん類の工業統計、通関統計資料の配付を行う。

8. 環境の整備に関する事業

- (1) 政府、行政庁との連絡と周知を行う。
(2) (一社) 日本皮革産業連合会との連絡と周知を行う
(3) (一財) 生活用品振興センターとの連絡と周知を行う。
(4) (公財) 日本産業デザイン振興会との連絡と周知を行う。
(5) 関係機関に対し、建議、要望、陳情を行う。

9. 組合等の指導助成に関する事業

組合団体の資質向上と活力、創意工夫、人材育成、販路開拓等を目的に実施する研修、イベントに対する後援を行う。

10. アフターサービスに関する事業

かばん類に関する相談、アフターサービスを行う。

- (1) 国民生活センター
(2) 都道府県消費生活センター
(3) その他の相談窓口等

11. 表彰に関する事業

国が行う各種表彰の推薦を行う。

12. その他

その他目的達成のための事業を行う。

- (1) 異業種とのコラボレーションの一環として、ハンドバッグ業界との共同事業を積極的に進める。